

職場つみたてNISAに係る実務上の取扱い（Q&A）

平成 27 年 4 月 9 日  
 平成 28 年 7 月 26 日改訂  
 平成 29 年 11 月 21 日改訂  
 平成 30 年 4 月 18 日改訂  
 令和 2 年 3 月 27 日改訂  
 NISA推進・連絡協議会

1. 「職場つみたてNISAに関するガイドライン」関連

| 項番             | 質問   | 考え方  |
|----------------|--|--|
| 第2章 職場つみたてNISA |  |  |
| 2. 規約の制定       |  |  |
| 1              | 事業主と利用者の中で職場つみたてNISAに係る規約は設ける必要があるのか。                      | 職場つみたてNISAの適切な運営のためには、職場つみたてNISAに係る手続や事業主等の責務等について、規約又はその他の契約により、事業主等と役職員との間において明確にしておく必要があると考えます。           |
| 第2章 職場つみたてNISA |  |  |
| 3. 投資・拠出       |  |  |
| 2              | 「NISA取扱業者に対し直接に資金を拠出し、NISA制度による投資を行うことは差し支えない。」とは、どういうことか。 | 職場つみたてNISAの制度を利用した投資において非課税投資枠に余剰分がある場合には、当該余剰分について、通常のNISA制度による投資（金融商品取引業者に直接に資金を拠出して行う投資）も行うことができるという趣旨です。 |
| 3              | 何らかの理由で拠出した資金で対象商品が購入できなかった場合、役職員等に返金等を行うことになるのか。          | 例えば、役職員等に返金を行うことや次回の購入資金に充てる等が考えられ、利用規約に定める等の方法により、その取扱いについ  |

| 項番   | 質問  | 考え方   |
|--|---|---|
|  |   | て利用者に対し事前に周知すべきと考えます。   |
| 4  | つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいて、拠出は定時定額の積立方式に限定されているが、商品の価格変動や口座の残高不足等の理由で対象商品が購入できなかった場合はどうなるのか。 | NISA取扱業者と役員等との間の累積投資契約が継続している限りにおいては、その後に当該累積投資契約に基づいて行われる買付けにより取得する対象商品をつみたてNISA口座へ受け入れることができます。   |
| <b>第3章 NISA取扱業者の責務等</b><br><b>1. 事務の受託</b> |   |   |
| 5  | NISA制度の概要（税制を含む。）のほか、対象商品の特性・リスクや分散投資・長期投資の効果等に係る利用者への説明について、NISA取扱業者でなく事業主等が行うことは可能か。          | <p>事業主等は、投資勧誘を伴わないNISA制度の概要（税制を含む。）等について、利用者へ説明することが可能と考えられます。</p> <p>なお、その場合においても、NISA取扱業者は、本ガイドライン第3章3.（1）記載の項目について、金融・投資教育を提供する必要があると考えます。</p>   |
| 6  | NISA取扱業者の事務の受託を代行業者に外注することは可能か。   | 職場つみたてNISAの事務が適切に行われるのであれば、法令の範囲内において、NISA取扱業者の事務を第三者に委託することは可能と考えられます。   |
| 7  | NISA取扱業者が行う業務の一部について、NISA取扱業者である金融商品取引業者から金融商品仲介業者に委託することは可能か。                                  | 職場つみたてNISAの運営が適切に行われるのであれば、法令の範囲内において、NISA取扱業者が行う業務を金融商品仲介業者に委託することは可能と考えられます。  |
| 8  | NISA取扱業者はどのタイミングで「契約締結前交付書面」を交付するのか。また、事業主等を通じて交付することも可能か。                                      | <p>職場つみたてNISAにおいても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同様に、金融商品取引法第37条の3の規定に従い、当該有価証券の初回の買付けを行うときまでに、「契約締結前交付書面」を交付することになると考えます。</p> <p>また、事業主等を通じて利用者に交付する方法も考えられますが、「契約締結前の書面交付等義務及び特定投資家制度に関するQ</p> |

| 項番                         | 質問   | 考え方   |
|----------------------------|--|---|
|                            |  | <p>&amp; A（改訂4版）」（1. 契約締結前の書面交付等義務関係 問8の内容）に記載された内容に留意する必要があると考えます。</p> <p>なお、事業主等を通じて「契約締結前交付書面」を交付する場合には、利用者に確実に交付されるよう、交付方法等に十分に留意する必要があります。</p>   |
| 9                          | <p>口座開設の案内に関する業務やその他の業務について、事業主等がどこまでできるのか。</p>  | <p>例えば、項番8のようにN I S A取扱業者が事業主等を通じて利用者に「契約締結前交付書面」等を交付すること、又は、事業主等を通じて利用者から口座開設書類等を受け取ることは可能であると考えられます。</p> <p>なお、職場つみたてN I S Aにおける取引は、通常の有価証券取引（職場つみたてN I S A以外の取引）と同じく金融商品取引法等の関係法令及び関係諸規則の適用を受けることから、事業主等は、金融商品取引業又は金融商品仲介業に該当しない事務に限り行うことができることに留意が必要と考えます。</p>        |
| 10                         | <p>ガイドライン 第3章 1. (1)へでは「市場環境急変等の際に適時適切な情報を提供できる能力」が求められているが、職場つみたてN I S Aにおいても、市場環境が急変した場合などは、利用者に対して情報提供をする必要があるのか。</p> | <p>職場つみたてN I S Aにおいても、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅲ－2－3－4（1）②へに沿った対応をする必要があると考えます。</p> <p>例えば、市場動向の急変や市場に重大なインパクトを与える事象の発生が、職場つみたてN I S Aを通じて購入した投資信託の基準価額に重大な影響を与えた場合には、投資信託委託会社が作成した臨時運用報告書等の交付を行うことなどが考えられます。また、問い合わせ先をわかりやすく明示し、かつ当該問い合わせに対して適切に対応できる態勢を整備する必要があると考えます。</p> |
| <p>第3章 N I S A取扱業者の責務等</p> |  |   |

| 項番                     | 質問   | 考え方  |
|------------------------|--|--|
| 2. 職場つみたてNISAの対象商品について |  |  |
| 11                     | 投資信託以外の商品は職場つみたてNISAでは取り扱うことができないのか。   | <p>つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAについては、つみたてNISAの対象商品が一定の公募株式投資信託と上場投資信託に限られているため、それ以外の商品を職場つみたてNISAで取り扱うことはできません。</p> <p>なお、一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAについては、一般NISAの対象商品である上場株式、株式投資信託等であれば、職場つみたてNISAで取り扱うことができます。</p>   |
| 12                     | 一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAによる上場会社等の株式等の買付けについて、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」第59条第1項9号に定めるインサイダー取引に係る規制の適用除外の対象となるのは、どのような場合か。 | <p>職場つみたてNISAについても、通常のNISA口座における投資（金融商品取引業者に直接に資金を拠出して行う投資）と同様に、①平成25年12月5日付会員通知「NISA口座における単元未満株式等の取扱いについて」（日証協（証税）25第127号、日証協（エ）25第117号）に則り、NISA取扱業者が利用者と単元未満株式等の取扱いに関する契約（株式等累積投資契約を含む。）を締結し、②当該契約に基づき投資が行われる場合には、金融商品取引法上の累積投資契約に基づく買付けを行うことが可能です。</p> <p>また、上記①・②の要件を充たした金融商品取引法上の累積投資契約に基づく買付けは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第9号所定の「累積投資契約により上場会社等の株券…又は投資証券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合」に該当します。</p> <p>したがって、当該累積投資契約が上場会社等に係る業務等に関す</p> |

| 項番 | 質問  | 考え方   |
|----|---|---|
|    |   | <p>る重要事実を知る前に締結されたものであって、当該累積投資契約に基づく買付けが「各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり100万円に満たない」（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第9号）限りにおいては、当該買付けについては、同号により、インサイダー取引に係る規制の適用除外の対象となると考えられます。</p> <p>（注）職場つみたてNISAで買い付けた上場株式等を売却（単元未満株式の売却を含む）する場合には、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同様に、インサイダー取引に係る規制の適用の対象となりますので留意が必要です。</p> |
| 13 | <p>一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいて、対象商品の選定は行わず、自社で取り扱っている全ての投資信託を提供することは可能か。</p>            | <p>ガイドラインでは、NISA取扱業者が、利用者の商品選択の便宜等を考慮し、一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAの対象商品を選定する場合の取扱いについて記載していますが、自社で取り扱っている全ての投資信託を提供することも可能と考えます。</p>  |
| 14 | <p>一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAにおける取引において、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託やレバレッジ投資信託に係る規制は適用を受けるのか。</p> | <p>職場つみたてNISAにおける取引においても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同じく、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、勧誘開始基準、注意喚起文書の交付及び確認書の徴求等の規定（「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の2以下）の適用を受けるので、このような投資信託を対象商品とする場合には、これらの規定を遵守する態勢を整備する必要があります。また、レバレッジ投資信託については、勧誘開始基準の規定を遵守する態勢を整備する必要があります。</p>                                      |

| 項番   | 質問   | 考え方   |
|--|--|---|
| 15   | 一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAにおける取引において、通貨選択型投資信託を対象商品とする場合の留意事項はあるか。            | 職場つみたてNISAにおける取引においても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同じく、通貨選択型投資信託について、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV-3-1-2（5）②へに沿って、初めて通貨選択型投資信託を買付ける利用者からは、商品特性・リスク特性を理解した旨の確認書の受け入れ等を行うことが考えられます。  |
| 16   | 一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAにおいて、NISA取扱業者が取り扱っているNISA対象商品が三未満の場合、どのように対応すればよいか。 | <p>利用者に多様な選択肢を提供する観点から、異なる商品性・リスク度合いの異なる金融商品を少なくとも三以上提供する旨を規定しております。もともと、ガイドライン 第5章（4）の注釈にあるとおり、NISA取扱業者が取り扱っているNISA対象商品が三未満の場合、三以上提供できなくてもやむを得ないと考えます。</p> <p>なお、三以上の金融商品を提供できないということであれば、その旨を事業主等に説明する必要があると考えます。</p> |
| <p>第3章 NISA取扱業者の責務等</p> <p>3. 金融・投資教育の提供</p> |  |   |
| 17   | 「金融・投資教育の提供」が定められているが、具体的にどのような方法で行えばよいか。                                  | <p>金融・投資教育については、利用者の理解に資するものである必要がありますが、その方法について特に限定はなく、説明会等の開催、パンフレット等による説明、インターネットを利用した提供等が考えられます。</p> <p>なお、投資に対する一般的な説明については、各NISA取扱業者の所属団体等が作成しているパンフレット等を活用することも可能と考えます。</p>                                      |
| 18   | ガイドライン 第3章 3.（2）の注釈に「NISA取扱業者は、投資・拠出の申込みの際に金融・投資教育の提供を受けた                  | 金融・投資教育を受けたことの確認方法については特に限定はなく、書面又はインターネットを利用する方法も考えられます。   |

| 項番  | 質問  | 考え方   |
|---|---|---|
|   | <p>ことを確認することが考えられる」と規定されているが、具体的にどのような確認方法が考えられるか。</p>        | <p>例えば、説明会等の開催により金融・投資教育を提供する場合、参加票やアンケートの提出を求められることが考えられます。インターネットを利用した情報提供の場合は、利用者が閲覧・確認したことをシステム上で管理する仕組みも考えられます。また、職場つみたてNISAの申込書等において確認することや、事業主等により利用者の金融・投資教育を受けたことの確認がなされたことを確認することも考えられます。</p> |
| 19  | <p>役職員等が入社する前の研修等で、金融・投資教育を提供してもよいか。</p>                      | <p>事業主等からの求めに応じ、入社する前の研修等において、金融・投資教育を提供することは可能と考えます。</p>   |
| 20  | <p>確定拠出年金等で金融・投資教育を行っている役職員等に対しても、改めて金融・投資教育を提供する必要があるのか。</p> | <p>確定拠出年金における金融・投資教育と職場つみたてNISAにおける金融・投資教育では、内容面で重なる部分があると考えます。したがって、重なる部分について、職場つみたてNISAの導入時等に改めて金融・投資教育を提供する必要は必ずしもないと考えます。</p> <p>ただし、その場合でも、職場つみたてNISAの特有の事項については、役職員等に対して説明をする必要があると考えます。</p>      |
| 21  | <p>継続的な金融・投資教育について、どのように（方法、内容、頻度等）行うべきか。</p>                 | <p>継続的な金融・投資教育は、事業主等からの求めに応じ行うものとしており、その方法、内容、頻度等についても、事業主等と調整のうえ決定することが考えられます。</p>   |
| <p>第3章 NISA取扱業者の責務等</p> <p>4. 投資アドバイスの提供及び金融商品の勧誘について</p> |   |   |
| 22  | <p>職場つみたてNISAにおいて、投資信託の販売手数料等について、どのように説明することが考えられるか。</p>     | <p>職場つみたてNISAにおいても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同じく、投資信託の販売手数料等の説明について「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV3</p>   |

| 項番 | 質問 | 考え方   |
|----|----|---|
|    |    | <p>－ 1－ 2（ 4） ①に沿った対応をする必要があります。</p> <p>一般N I S A口座を利用する職場つみたてN I S Aにおいては、例えば、以下のとおり投資信託の販売手数料等の説明を行うことが考えられます。</p> <p>監督指針 IV 3－ 1－ 2（ 4） ①イについて</p> <p>累積投資に係る契約の際又は契約の締結後初回買付時まで、顧客に送付される書面（累積投資に係る契約内容が記載された書面）に、各投資信託に共通の「購入手数料説明文」を記載し、利用者個人に送付する、又は、事業者を経由して利用者へに交付することをもって説明する。また、上記説明文を含む交付書面に問い合わせ先をわかりやすく明示し、かつ当該問い合わせに対して適切に対応できる態勢を整備する（説明文の交付方法及び説明態勢は、下記のIV 3－ 1－ 2（ 4） ①ロ及びハにおいて同じ。）。説明文は例えば次のようなものが考えられます。</p> <p><b>【説明文】</b></p> <p>積立いただく投資信託の購入手数料率は目論見書又は目論見書補完書面等でご確認ください。月々（又は1回あたり）の購入手数料額は、次のように計算します。</p> <p>月々（1回あたり）の払込金額 ÷（1＋購入手数料率） × 購入手数料率 = 購入手数料額</p> <p>例） 購入手数料率 3%（税抜）の投資信託を月々（又は1回あたり）1万円積立する場合の月々（又は1回あたり）</p> |

| 項番 | 質問 | 考え方   |
|----|----|---|
|    |    | <p>の購入手数料額</p> <p><math>10,000 \text{ 円} \div 1.03 \times 0.03 \approx 291 \text{ 円}</math></p> <p>監督指針 IV 3-1-2 (4) ①ロについて</p> <p>平成 26 年 9 月 18 日付、協会員通知「投資信託の勧誘における説明に係る留意事項について」(日証協(自) 26 第 69 号)で示した参考様式に相当する汎用的な説明資料により説明する。</p> <p>監督指針 IV 3-1-2 (4) ①ハについて</p> <p>信託報酬や信託財産留保額等については、目論見書に記載された上限率で説明する。なお、目論見書及び目論見書補完書面等においては、従来どおり、赤字や下線などによって目立つように工夫して記載する。</p> <p>また、つみたて N I S A 口座を利用する職場つみたて N I S A においては、例えば、以下のとおり投資信託の販売手数料等の説明を行うことが考えられます。</p> <p>監督指針 IV 3-1-2 (4) ①イ及びロについて</p> <p>つみたて N I S A 口座の対象商品である公募株式投資信託の販売手数料がかからない旨を説明する。</p> <p>監督指針 IV 3-1-2 (4) ①ハについて</p> <p>信託報酬や信託財産留保額等については、目論見書に記載された上限率で説明する。なお、目論見書及び目論見書補完書面等においては、従来どおり、赤字や下線などによって目立つように工夫して記載する。</p> |

| 項番                                       | 質問  | 考え方   |
|--|---|---|
| 23                                       | <p>職場つみたてNISAにおいて、投資信託の分配金の説明について、どのように説明することが考えられるか。</p> | <p>職場つみたてNISAにおいても、通常の有価証券取引（職場つみたてNISA以外の取引）と同じく、投資信託の分配金の説明について「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」IV3-1-2（4）に沿った対応をする必要があると考えます。</p> <p>例えば、分配金に関する説明は、上記監督指針に関する説明が記載された目論見書等（別途販売用資料を添付する場合を含み、顧客に対し分かり易く説明されているものに限る。）を利用者個人に送付する、又は事業者を経由して利用者に交付することをもって説明する必要があると考えます。また、目論見書等の交付に当たっては、問い合わせ先をわかりやすく明示し、かつ当該問い合わせに対して適切に対応できる態勢を整備する必要があると考えます。</p> |
| <p>第4章 適正な運営の担保</p> <p>1. 事業主等への情報提供</p> |   |   |
| 24                                       | <p>「職場つみたてNISAにおける取引に係る情報」とは、具体的にどのようなものか。</p>            | <p>事業主等への情報提供は、事業主等の求めに応じ行うもので、情報提供の内容及び方法等については事業主等と調整のうえ決定することになると考えます。</p> <p>なお、この場合における事業主等への情報提供については、①事業主等とNISA取扱業者との間の契約に加え、②利用規約等における事業主等と利用者との間の契約（利用者の同意）、③利用者とNISA取扱業者との間の契約（利用者の同意）が必要と考えます（契約締結の方法は、二者間でそれぞれ契約する方法や三者間で一括して契約する方法が考えられます。）。</p> <p>また、個々の利用者の情報をNISA取扱業者が提供する場合には、上記の契約において、提供する情報の内容を明示しておく必要</p>                |

| 項番  | 質問  | 考え方  |
|---|---|--|
|   |   | <p>があると考えます。</p> <p>なお、N I S A取扱業者が事業主等へ利用者の取引情報等を提供するような場合は、利用者に対し、個別に第三者提供を行う旨の同意を得ておく必要があると考えられます。</p>  |
| <p>第4章 適正な運営の担保</p> <p>2. 事業主等への利益供与の禁止</p> |   |  |
| 25  | <p>「N I S A取扱業者は、事業主等に対して金銭の支払等の利益供与を行わない」と規定されているが、職場つみたてN I S A導入、運用に係る費用を事業主等に支払うことはできるのか。</p> | <p>職場つみたてN I S A導入、運用に係る費用について、実費の範囲においてN I S A取扱業者が負担すること自体は否定されないと考えます。しかし、実費を超えた金銭の提供、職場つみたてN I S Aを導入・運用することを条件等とした貸し付けその他信用の供与及び利益・役務の提供等は、本項において禁止している利益供与に該当すると考えます。</p>                  |
| <p>その他</p>                                  |   |  |
| 26  | <p>「職場積立N I S Aガイドライン」が「職場つみたてN I S A」ガイドラインに変更されたことを受け、利用規約雛型等も変更されたが、既存の契約も訂正した方がよいのか。</p>      | <p>つみたてN I S Aを原則とするガイドラインや利用規約雛型の改訂を実施したが、一般N I S Aによる職場つみたてN I S Aを否定しているものではなく、また、既存の契約についても影響を及ぼすものではないため、事業主等、利用者、N I S A取扱業者との間で契約内容に変更がない場合は、利用規約等を修正することなく、既存の契約をそのまま利用することは問題ありません。</p> |
| 27  | <p>「職場つみたてN I S A」にかかる一般的なスケジュール例はどのようなものか。</p>   | <p>事業主等、利用者、N I S A取扱業者の契約までの意思決定プロセスや規模等により異なりますが、概ね6か月程度と推測されます。</p> <p>※一般的なスケジュール例参照</p>   |

2. 「『職場つみたてNISA』利用規約 雛形」(一般NISA口座用) 及び(つみたてNISA口座用) 関連

| 項番         | 質問   | 考え方  |
|------------|--|--|
| 全般         |  |  |
| 1          | <p>「『職場つみたてNISA』利用規約 雛形」はつみたてNISA口座用(天引き方式)、つみたてNISA口座用(口座振替方式)、一般NISA口座用(天引き方式)及び一般NISA口座用(口座振替方式)の4種類があるが、ひとつの利用規約として作成しても良いか。</p> | <p>各利用規約の内容を盛り込んで、ひとつ若しくはふたつの利用規約として作成しても差し支えありません。</p>  |
| 第5条 利用者の資格 |  |  |
| 2          | <p>既に自身で一般NISA口座やつみたてNISA口座(以下「NISA口座」という。)を開設している役職員等は、職場つみたてNISAを利用することができるのか。</p>   | <p>既に役職員等自身がNISA口座を開設した金融機関と、事業主等が選定したNISA取扱業者が同じ場合、NISA口座で職場つみたてNISAを利用することができると思います。ただし、このような場合には当該NISA口座において、職場つみたてNISAによる取引と当該金融機関に直接に資金を拠出して行う取引が混在する可能性があるため、非課税投資枠の管理には注意が必要です。</p> <p>また、既に役職員等自身がNISA口座を開設した金融機関と、事業主等が選定したNISA取扱業者が異なる場合、事業主等が選定したNISA取扱業者への金融機関変更手続を行うことにより、NISA口座で職場つみたてNISAを利用することができます。</p> <p>なお、職場つみたてNISAにおいて、NISA口座によらず課税口座(特定口座及び一般口座をいう。)により投資することも可能と考えられますが、このような投資が想定される場合には、利用規約において、職場つみたてNISAの定義に課税口座での取引を加えるなどの対応を行う必要があると考えます。</p> |

| 項番      | 質問  | 考え方   |
|---------|---|---|
| 3       | 20歳未満など、NISA口座の対象外になる役職員等については、ガイドラインを遵守しつつ、課税口座での運用を行ってもよいか。 | 20歳未満の役職員等について、職場つみたてNISAの枠組みを利用して、課税口座により投資する制度とすることも可能と考えます。(項番2なお書参照)  |
| 4       | 高齢顧客が職場つみたてNISAを利用することはできるか。                                  | ガイドライン及び利用規約雛形においては、高齢顧客が職場つみたてNISAを利用することは排除しておりません。<br>ただし、高齢顧客に対して職場つみたてNISAを勧誘する場合には、通常の有価証券取引(職場つみたてNISA以外の取引)と同じく、「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第5条の3及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方(高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン)」に則る必要があります。 |
| 5       | 職場つみたてNISAの利用者である役職員等が退職した場合は、どのようにすればよいのか。                   | 役職員等が退職した後は、口座振替による積み立ては継続できるものの、事業主から拠出金を受領する給与天引きによる積み立ては継続できなくなりますが、職場つみたてNISAの枠組みを利用しない通常のNISA口座として取り扱うことが考えられます。   |
| 第7条 拠出金 |   |   |
| 6       | 拠出金を定額にするのではなく、例えば、毎月、A投資信託を〇口購入する運用等は可能か。                    | つみたてNISA口座を利用する職場つみたてNISAの場合には、累積投資契約において一定額の商品を買付けることとされているため、口数を指定して購入する運用等はできないと考えられます。<br>一方、一般NISA口座を利用する職場つみたてNISAの場合には、そのような運用も可能と考えます。ただし、そのような運用とする場合には、利用者に対し、毎月の拠出額が変わる可能性がある旨やドルコスト平均法による投資とは異なる旨を明示すること  |

| 項番      | 質問  | 考え方   |
|---------|---|---|
|         |   | <p>が望ましいと考えます。また、毎月の拠出額が変動するので、非課税投資枠の管理に注意が必要です。</p> <p>職場つみたて</p>   |
| 7       | <p>NISA口座の非課税投資枠を使い切った場合は、どのように取り扱えばよいか。</p>                      | <p>利用規約雛形第7条第3項では、NISA制度の非課税投資枠を超える拠出がなされた場合、課税口座での投資により継続して投資をすることを想定しております。ただし、つみたてNISA口座を利用する場合については、分配金再投資に伴い、非課税投資枠を超えた場合に限定されます。</p> <p>また、一般NISA口座を利用する場合には、非課税投資枠を超えようとする場合に、拠出することができないとする方法も考えられます。(項番2なお書参照)</p> |
| 第9条 奨励金 |   |   |
| 8       | <p>奨励金の税務上の取扱いはどのようになるか。</p>                                      | <p>給与に奨励金が加算される形になるのであれば、奨励金は原則として給与所得として課税されるものと考えられます。</p>  |
| 9       | <p>口座振替方式の場合、奨励金の付与はどのようになるのか。<br/>また、天引き方式と異なり、留意すべき事項はあるのか。</p> | <p>奨励金については、天引き方式と同様に事業主が利用者に直接支給することとなります。ただし、天引き方式と異なり、事業主が職場つみたてNISAに拠出しているか否か確認するために、積立実績を報告する必要があります。</p> <p>なお、利用者を介して積立実績を報告する方法が一般的と考えられますが、利用者及び事業主との相互同意により直接、積立実績を事業主に報告する方法も考えられます。</p> <p>※奨励金スキーム図を参照</p>     |

以 上